

2023年 月 日

嘆 願 書

大阪地方裁判所 御中

住所

氏名

印

署名

S DIVISIONグループの金融商品取引法違反事件につき、代表者である須見一氏と会話しました。S DIVISIONグループ及び須見一氏が行った上記法令違反は社会的に大きい事案であると認識しております。

しかしながら、私自身、当社グループの社債・BPO商品を過去に購入し、償還されたもの、再購入したものもあり、その結果、日々の生活が助かり、家族がより幸せになったと実感しております。

私はS DIVISIONグループが主催するフィリピンツアーにも参加し、フィリピンの国内の貧困地域やビジネス地域の観光や現地社長や社員との交流し、さらにS DIVISIONグループ傘下のマニラ新聞社主催のフィリピン国観光省やフィリピンを代表するAB証券ともお話しする機会を頂きました。観光省やAB証券からフィリピン経済の現況や課題、今後の発展、日本との繋がりや日本の投資家に求めること等を伺うことで、このフィリピンに投資していきたいという気持ちになりました。自分の目と耳で実際のフィリピン及び現地ビジネスの情報を確認し、S DIVISIONグループの商品を買うことを決断しました。

S DIVISIONグループの事案は法令違反として許されるものではないですが、S DIVISIONグループ及び須見一氏は、定期的にわたしたち投資家ともミーティングや説明会を開催し、フィリピン事業の状況や須見一氏の考えていることを他のどの会社よりも共有していただいております、また誰よりも世の中のことを考え、よくしていこうという気持ちを持っていると思っています。実際にS DIVISIONグループは毎年クリスマスにフィリピンの子供たちへチャリティーイベントを開催しており、言葉だけでなく行動でもフィリピンをよくしていこうという気持ちが表れております。私はそういったことを実行しているS DIVISIONグループ及び須見一氏を引き続き応援していく気持ちです。

以上のような諸事情を御考慮いただけると幸いです。

以上